児童クラブ延長利用について

【児童クラブを利用できる時間】

＜通常開所時間＞

平日：授業終了後～18 時 30 分

第 1 土曜日・長期休業日・創立記念日・行事振替休業日等：8 時 00 分～18 時 30 分

＜延長利用＞

平日・第 1 土曜日・創立記念日・行事振替休業日等：18 時 30 分～19 時 00 分

長期休業日：7 時 30 分～8 時 00 分、18 時 30 分～19 時 00 分

※延長利用の 18 時 30 分～19 時 00 分は、当日利用される方以外の来所や電話はお控えください。

【延長利用の種類】

①事前申請

②突発利用（事後申請）

※基本的に、突発利用は、事前申請ができないやむを得ない理由がある場合のみ。

事前申請が可能でも、春休みや冬休みの早朝のみ利用する場合など、保護者に起因しない理由で利用日数が少なくなるときも突発利用を認めますのでご相談ください。

【申請方法】※申請書類は、保育課と各児童クラブにあります。

①　事前申請

新たに児童クラブに入所する方は入所日の 2 週間前まで、すでに入所している方は延長利用開始月の前月 25 日までに、延長利用申請書を児童クラブまたは保育課に提出してください。入所申請時に提出してある就労証明書に記載された勤務時間等をもとに審査が行われ、許可を受けた方のみが利用することができます。

延長利用をする際には、延長利用承認決定通知書と一緒に送付される延長利用カード（複数枚必要な方は、コピーして利用してください）を支援員に提示してください。

なお、申請取下げやキャンセルの場合も申請期限と同日までに保育課にご連絡ください。使用しなくなった延長利用カードは、児童クラブまたは保育課に返却してください。

②　突発利用（事後申請）

突発的に延長利用が必要となった方は、夕方の延長利用は当日 18 時 30 分まで、早朝の延長利用は前日までに児童クラブに連絡してください。お迎え時にクラブに延長利用申請書を提出し、後日、延長利用が必要となった理由を証明する書類（残業の場合には、勤務終了時刻を証明するものなど）を提出してください。

【延長利用に係る育成料（延長利用料)】

事前申請：月額 1,000 円（日割りではないため、利用日数に関わらず 1,000 円かかります。）
突発利用：1 日あたり 400 円（朝夕の両方を利用しても 400 円。1 か月の上限額 1,600 円。）
納付方法：通常の育成料（月 5,000 円、8 月 8,000 円）の登録口座から、通常の育成料と同日に引落しとなります（突発利用の延長利用料は、利用月の翌月末に引落)。
育成料の減免：延長利用に係る育成料の減免は、通常の育成料と同じ基準です。通常の育成料の減免申請をしていれば、延長利用の減免申請は必要ありません。

【18 時 25 分以降のお迎え時の手続きについて】

お迎え時刻をタイムカードで管理しますので 18 時 25 分以降にお迎えに来た方はタイムカードを押してください（お迎え時刻は、タイムカードに記された時刻です)。

18 時 30 分以前の時刻が打刻された方は、支援員にタイムカードをそのまま渡してください。18 時 31 分以降の時刻が打刻された方で、事前申請をされた方は、支援員にタイムカードを渡し、延長利用カードを提示してください。そのほかの方は、支援員にタイムカードと延長利用申請書を渡してください。

【タイムカード】に記録された時間	18:25	18:31から
事前申請の方	【タイムカード】を支援員に提示してください。	【タイムカード】と【延長利用カード】を支援員に提示してください。
突発利用の方	【タイムカード】を支援員に提示してください。	【タイムカード】を支援員に提示し、【延長利用申請書】を提出してください。 ※突発利用の方は、児童クラブに当日または後日に証明書類の提出をしてください。

【不正な利用について】

不正な利用をしたときは、児童クラブの延長利用もしくは入所の許可が取り消される、または利用が制限・停止されますのでご注意ください。延長利用料は、通常開所時間外に利用した時点で発生し、突発利用と同額を徴収いたします。

＜不正利用の例＞

・児童クラブに連絡せず突発の延長利用を使った
・社会通念上、やむを得ないとはみなせない理由で突発利用を使った
・延長利用をする際の必要書類を提出しない
・許可を受けている時間外にクラブを利用した（お迎えの遅刻など）
・19 時を超えたお迎え（災害時を除く）

【問い合わせ先】土浦市役所　保育課　放課後児童係　TEL.029-826-1111（内線 5173）